

(上下水道局)

【大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について】

(質問)

市議案第143号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について伺います。事前に頂いた参考資料には、大阪広域水道企業団と自治体との統合については、メリットしか記載されていません。そこで伺いますが、今回の四條畷市、太子町、千早赤阪村と企業団との統合は、3自治体にや企業団にとってメリットが大きいと豊中市としては評価されているのでしょうか。また、この統合によって、3自治体、企業団、豊中市にとってのデメリットがあるとすれば、どのようなことだと考えておられるのでしょうか。

<答弁>

3事業体におきましては、大阪広域水道企業団が持つ技術力や組織力の活用により非常時対応の充実や技術継承問題が解消するほか、統合に伴う施設の最適配置や国の交付金を活用し、施設の更新がすすめやすくなるなどのメリットがあると考えております。企業団におきましても、設立趣意にある府域一水道を目指す上で大きな推進力となるメリットがあると考えております。

また、今回の統合におきましては、企業団が従来から行っております用水供給事業と3事業体の水道事業の会計を区分することから、企業団及び本市を含む企業団構成団体の水道事業の経営には影響しないものでありますことから、デメリットは特段ないものと考えております。

(質問)

参考資料には、四條畷市、太子町、千早赤阪村と企業団が統合した場合と単独経営を続けた場合での施設整備費用や経営シミュレーションについて示されています。参考までに伺いますが、豊中市として同様の比較やシミュレーションをした場合、施設整備事業費の低減額や10年後、40年後の水道料金の差はどれくらいのものになると算出されるか教えて下さい。加えて、交付金の活用額も含めると、豊中市としての将来負担の低減額はどれくらいになると算出されるか教えて下さい。

<答弁>

本市におきましては、組織的にも技術的にも本市独自の事業運営によって安全・安心な事業を継続できると考えております。したがって、現時点では企業団との統合を考えておりませんので、議員が仰る統合効果の比較やシミュレーションは行っておりません。

(質問)

あらためて、豊中市として、企業団との自治体との水道事業の統合に対する見解と、現時点ではなく、中長期的な見通しとして、豊中市として企業団との統合について可能性はあり得るのか、全くないと断言されるのか見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

中小の水道事業体では、水需要の減少等に伴う給水収益の減少や施設・管路の更新及び耐震化を進めるための財源確保、技術職員の確保が難しくなってくる状況におきましては、広域化は経営基盤の強化を進める上で有効であると考えております。

今後は、今般の3事業体の事業統合を機に、府内の中小事業体では統合に向けた検討が進められるものと考えております。

本市におきましては、現在の経営スタイルを持続することが本市水道事業の使命であると考えておりますが、水需要の減少をはじめ社会情勢の変化などによりましては、将来的に企業団との統合も選択肢の一つになるものと考えております。

(質問)

とよなか水未来構想では、「施設の改築更新のあり方を総合的に検討した結果、自己水施設を将来的に廃止することとしましたが、現時点において自己水は受水より製造単価が安く、経済的に優位性が高いものとなっているため、引き続き、自己水施設の延命化を図りながら、現有施設を最大限に有効活用していくこととしています。」と記載されています。現時点では、企業団との統合は考えておられないのであれば、自己水施設(柴原浄水場)の廃止はもう少し検討すべきではないかと思えます。自己水施設を廃止するということは、将来的には企業団からの受水の1系統から給水することも可能性があるということで、そうであれば、企業団と水道事業の統合を将来的には目指しておられるようにも思いますが、あらためて、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

3事業体との統合協議の中では、それぞれの市町村で自己水源を有していることから、そのあり方につきましては、市町村の意見を尊重しつつ検討され、統合後にあっても自己水源は一定存続するとのこととあります。

本市の自己水施設につきましては、猪名川の水位が低下し、取水量の減少が進む中、一定廃止することとしたものであり、企業団との統合を視野に入れた施策ではございませんので、よろしく願い致します。

(意見・要望)

ご答弁から、「今回の統合で、企業団及び本市を含む企業団構成団体の水道事業の経営には影響はなく、デメリットは特段ない」とのことと理解しました。また、「本市においても、水需要の減少をはじめ社会情勢の変化などによっては、将来的に企業団との統合も選択肢の一つになるものと考えている」とのことでしたので、そうであれば、「現時点では企業団との統合を考えてないので、統合効果の比較やシミュレーションは行ってない」とのご答弁がありました。統合効果の比較やシミュレーションぐらいは、是非ともやって頂きたいと要望しておきます。また、延命化をしながら最大限の有効活用をされるとは言うものの自己水施設の廃止は決定されている訳ですが、くれぐれもリスクヘッジをする意味で、企業団からの1系統による給水にならないように、市町村、府県を超えた連携も含めた様々な可能性を探り、自己水源の確保、複数給水系統の維持に努めて頂きたいと思えます。

(都市計画推進部)

【豊中市立蛍池駅西自動車駐車場の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第138号豊中市立蛍池駅西自動車駐車場の指定管理者の指定について伺います。事前の現地見学会には15社が参加されたと伺いましたが、議案参考資料によると最終的に応募されたのは、今回、指定管理者に選定されたエヌエイチグループ1社となっています。その理由を市としてどう分析されているのでしょうか。

<答弁>

指定管理者の応募締め切り後、現地見学に参加されたエヌエイチグループ以外の事業者14者に対し応募されなかったことについて調査を行いました。その結果、多くの事業者が機械式駐車場に対して、老朽化による故障等、リスク要因として予測が難しいことや、最近の駐車場利用者の減少により、収支上断念したとの回答がありました。また、今回公募にあたって、市営駐車場の事業採算性の向上のため、売上の一部を市に納めて頂く納付金を設定しましたが、こうした条件を課したことも要因の一つと考えています。

(質問)

財務健全性の評価項目の中に、納付金に関する提案とありますが、納付金とはどのようなものなのでしょうか。

<答弁>

納付金には、基本納付金と変動納付金の2種類があります。基本納付金は、事業者が提案した金額を毎年度、収支に関わりなく市に納めて頂くもの、これに対して変動納付金とは、年度ごとの収支計画書において、提案以上の収入があった場合、その差額の内、一定の割合を市に納めて頂くものです。今回のエヌエイチグループの提案では、基本納付金は120万円、変動納付金として差額の50%となっています。

(質問)

候補者の選定理由の中に、「利用台数の増加や収支状況の改善に関する具体的な提案がなされている」とありますが、具体的な提案とはどういったものなのか、その提案は市としてはこれまで検討すらできなかった斬新なものなのか教えて下さい。

<答弁>

具体的な提案としましては、当日最大料金1800円の値下げや2日間から7日間の短期定期券を設定することや、大阪空港周辺のホテルや大阪モノレール等、大阪空港に関連する民間事業者と連携して、利用者の増加を見込むというものです。

これまで、市においても周辺駐車場の料金や利用状況の調査を行い、利用料金の値下げについて検討してまいりましたが、適正な利用料金の設定に関する民間調査委託やそれに伴う清算機システムの変更等に投資費用がかかることから、最終的には指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウに期待することとなったものです。

(質問)

事前の現地見学会には15社の参加があったにもかかわらず、応募されたのが1社ということで、多くの事業者が採算面を考慮されて辞退されたのではないかと推測します。そこで、伺いますが、指定管理者に選定された業者が、不採算により、事業継続が困難となった場合の対応については、事前に取り決めをされているのでしょうか。

<答弁>

指定管理者として指定するにあたり、市は事業者と基本協定を締結します。指定管理者の経営状態の著しい悪化等により、管理運営業務に重大な支障が生じたときや生じる恐れがあると認めるときには、指定の取り消しや業務停止命令を行うこととなります。この場合、市は損害の賠償を請求することとしています。いずれにせよ、こうした事態により市民サービスが停滞することが無いよう管理運営状況について、モニタリングを定期的に行ってまいります。

(意見・要望)

多くの事業者が技術面や収支面などを考慮して、断念される中、唯一、納付金の提案までして、応募して下さったことは市として非常にあり難いことだと思います。しかし、多くの事業者が懸念されたことというのは、当然、エヌエイチグループも克服されなければならない課題として今後、直面するものだと思います。多くの事業者が断念される事業でもありますし、不採算により事業継続が困難になった場合の想定もしておく必要があると思いますので、管理運営状況を定期的にチェックして頂くことはもちろんのこと、最悪のケースを想定した取り決めはきちりとしておいて頂きたいと要望しておきます。

【市営西谷住宅ほか26団地及び これらの共同施設の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第140号市営西谷住宅ほか26団地及びこれらの共同施設の指定管理者の指定について伺います。今回、候補者として挙げられている株式会社東急コミュニティーに関して、豊中市在住の一市民と名乗る方から、封書で数点の情報提供と意見が寄せられました。まず、株式会社東急コミュニティーは、監督官庁である国土交通省から「マンションの管理の適正化に関する法律」に基づく監督処分を2度(平成22年度、24年度)にわたり受けているとのこと。このことは事実なのでしょうか。また、事実だとすれば、具体的にどのような内容により監督処分を受けたのでしょうか。詳細を教えてください。

<答弁>

株式会社東急コミュニティーに対する国土交通省からの監督処分については、ご指摘のとおり事実でございます。平成22年度及び平成24年度の2度、それぞれ、管理組合の金銭を同社の元社員が着服したことに対し、「マンションの管理の適正化に関する法律」に違反するとして行われた処分です。処分内容につきましては、必要な措置を講じるとともに、その措置について文書をもって国土交通省に対し報告することを求めるものであり、「業務停止処分」や「登録取消処分」と異なり、違反行為に対する是正・改善のためにとるべき措置が指示されたものであります。

(質問)

「過去に同様の公募を行い、同社を選定し、議会で否決した宝塚市、議案を撤回した西宮市、辞退されることとなった芦屋市等、全国的にも多大な影響を及ぼし、また翌年度に再度公募を余儀なくされた自治体もある。」とのこと。このことも事実なのでしょうか。もし、事実であれば、それぞれの自治体におけるケースと今回の豊中市のケースでは何が異なるのか、教えてください。

<答弁>

ご指摘の3市につきましては、違反行為が判明し、国土交通省の指示処分が行われる間に、もしくは、その直後の平成24年11月から12月にかけて、ちょうど指定管理者の選定にかかる審議が行われておりました。これらの自治体では、国土交通省の指示事項に対する再発防止策等も不明瞭な中で、審議が行われていたことから、ご指摘のような事態になったものと想定されます。なお、ご指摘の通り、翌年度に指定管理者を再公募された自治体もございますことから、少なからず影響はあったものと考えております。同社は、国土交通省の指示処分があった平成24年12月以降、同省に改善報告を行い、既に、大阪府、兵庫県、奈良県、横浜市、箕面市など、多くの自治体から、公営住宅に係る指定管理業務を受託しているところでございます。当市においても、選定に際し、応募事業者について、応募資格要件を満たすとともに、不適格事由に該当しないことをあらかじめ確認しておりますことから、選定された事業者につきましては、適正かつ円滑に指定管理業務を行い得る団体であると考えており、ご指摘のありました3市とは異なる状況にあると考えております。

(質問)

指定管理者の選定において、こういった過去の事実について、評価の対象には一切なっていないのでしょうか。また、選定評価委員の方々にはこれらの情報を全く伝えず、評価をして頂いたのでしょうか。もし、そうだとすれば、その理由について、市の見解もお聞かせ下さい。

<答弁>

指定管理者の選定にあたっては、全庁統一的な選定手続きのルールのとおり、審査を行っております。の中で、たとえば、過去の行政処分の事実については、入札参加停止措置を受けている場合は応募資格を認めないこととするなど、一定のペナルティを科しています。こうしたペナルティに加えて、それ以上に過去にさかのぼって行政処分を受けた事実を審査し、先行に反映させるまでの仕組みとはしておりませんので、選定において、選定評価委員へのご提示も致しておりません。候補者(東急コミュニティー)につきましては、応募時点において募集要項に掲げる応募資格要件を満たしているとともに、不適格事由に該当していなかったことから、他の応募事業者と同様、提案内容について、書類及び面接により選定評価委員会において厳正にご審査頂いたものであります。その結果、株式会社東急コミュニティーが、当市の市営住宅の管理運営を行うに当たって指定管理者の候補者として十分な能力を有すると判断されたものでございますので、選定については適正に行われたものと認識しております。

(質問)

現状では、指定管理者の選定の際、過去の処分等の事実について評価することはしていないようですが、今後は、これまでの実績とともに、過去の処分等の事実についても評価対象とするべきではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

先程も申し上げました通り、選定においては、提出された書類、その書類をもとに行う面接の内容で審議を行うこととされておりますので、現状においては過去の処分の事実などについては、評価の対象としておりません。しかしながら、今後、過去の処分等の事実についても評価対象とすべきではないかのご意見につきましては、庁内の関係課で組織しております「指定管理者制度連絡会議」にご報告し、課題を共有していきたいと考えております。

(意見・要望)

今回の選定に関しては、現行のルールに則って行われた結果ですので、議案に対して反対はしません。しかし、過去の実績を評価する一方で、過去の処分の事実等についても評価対象とする必要があるように感じますので、今後の課題として連絡会議等で議論し、対応策について検討して頂くことを要望しておきます。

【豊中市立豊中駅西自動車駐車場の指定管理者の指定について】

【市営借上第2住宅ほか15団地及び

これらの共同施設の指定管理者の指定について】

(質問)

市議案第139号豊中市立豊中駅西自動車駐車場の指定管理者の指定、並びに市議案第141号市営借上第2住宅ほか15団地及びこれらの共同施設の指定管理者の指定について伺います。これらは、ともに非公募で特定団体からの提案を審査され選定されています。採点結果を見ると、556.5点及び693点と、どちらも公募で選定された同種の指定管理者の採点結果に比べ150点から200点ほど低い点数となっています。このことに対する見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

指定管理者の選定においては、公募分、非公募分それぞれ異なる仕様で行っており、選定審査項目の比重も異なります。このため、点数の単純な比較はできませんが、相対的に見ますと、公募については、基本事業以外に、創意工夫の視点で競うことになるため点数が伸び、非公募は、安定して事業を行うことを重点に審査が行われることから、点数が伸びにくい傾向がございます。いずれにしましても、全ての団体が、基準点を超過しており、指定管理者として業務を遂行するに際しては、能力を有していると判断しております。

(質問)

非公募の場合、5割を超えさせれば良いというような考えを事業者も、市も抱いている様な印象を受けます。そこで、非公募であっても、採点結果が指定管理委託料等に反映され、インセンティブが働くような仕組みを考えてはどうかと思いますが、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

市営借上住宅の指定管理につきましては、今後、借上期間満了に伴う借上住宅の返還に向けた市の業務との連携が主となり、創意ある自主事業を求めている公募分とは異なるため、インセンティブをつけることは難しいと考えております。

豊中駅西自動車駐車場につきましては、今回、駐車場の利用促進や自主事業について創意工夫が少ない点が評価にも影響していると考えられますので、今後、豊中都市管理株式会社が指定され、指定管理業務に係る基本協定、年度協定の協議を進めていくにあたっては、市として、指定管理者とともに改善を図って参りたいと考えております。

また、一般的に見て、非公募については、公募と比べ、概して点数が低いということはあると思いますので、今後、非公募に関して、何か工夫が出来るところがないか、庁内の連絡会議にも報告し、研究してまいりたいと考えます。

(意見・要望)

公募分、非公募分で仕様が異なること、選定審査項目の比重も異なることは理解しますが、全く委員構成の同じ選定評価委員会でも、同じ選定審査項目においても、公募分と非公募分で、かなりの差が見られることは、もう少し、改善努力や工夫が必要ではないかと思えます。是非とも、競争性の働きにくい非公募だからこそ、事業者が評価点を高める意欲や意識を持つような工夫や対策を行政として検討して頂きたいと要望しておきます。

(資産活用部)

【蛭池小学校耐震工事の繰越について】

(質問)

市議案第123号豊中市一般会計補正予算第5号のうち、蛭池小学校耐震工事に関する繰越明許について伺います。まずは、繰越する理由を教えてください。

<答弁>

蛭池小学校耐震補強工事の繰越する理由ですが、4月に入札を行い受注者が決定しましたが、受注者が工事着手前に契約解除を申し出たことにより工事ができなくなり、教育委員会と蛭池小学校とで協議を行い平成28年度に工事を行うことになりましたので、繰越を行うものですのでよろしくお願いします。

(質問)

本件の公告から、入札、契約、契約解除に至るまでの経過について、時系列で詳細を教えてください。

<答弁>

経過についてですが、平成27年2月26日に公告、4月6日に入札、4月13日に契約締結したところ、5月下旬に工事施工者から口頭での契約解除の相談がされ、6月2日に当該業者から契約解除の申入書が提出されたことから、6月3日に市が契約を解除したものです。

(質問)

入札や契約から、わずか2か月足らずで契約辞退の申し出があったようですが、契約に至るまでに、業者の財務状況や人員体制を市は全く把握や確認をされていなかったのでしょうか。また、社長の体調不良が辞退申し出の要因と伺っていますが、そもそも、当該事業者は技術員の確保をされていなかったのでしょうか。

<答弁>

本市の契約の流れとしまして、平成26年12月に入札参加資格審査の申し込みの受け付けを行い、平成27年4月1日付で平成27年度、28年度の入札参加資格を認定しています。その際に法人税、法人市民税等の納税状況や技術職員の人数を確認しています。また、入札後の事後審査において「入札に参加する者に必要な資格」の各項目につきまして確認しております。その中で、経営規模や経営状況、技術力等の指標となります「経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の総合評定」の確認、現場で専任で配置する管理技術者の確認を行った後に契約を締結していると聞いておりますのでよろしくお願いします。

(質問)

この件に関して、当該事業者に対し、市としてどのような措置をとられたのでしょうか。

<答弁>

建設工事請負約款第47条第2項の規定に基づき、請負金額の100分の10に相当します1340万3千円の違約金の請求を行っております。また、豊中市入札参加停止基準に基づき6月10日～10月9日まで入札参加停止となっておりますのでよろしくお願いします。

(質問)

今回の契約不履行に伴い、学校関係者への影響はもちろんのこと、市としても計画変更、設計等の見直し、再度の手続きに関する事務負担などを考えると、違約金の請求で十分と言えるのでしょうか。今後、同様の事象が発生した場合のことを考え、契約不履行に伴う市の様々な損害に対する補償内容の見直しも必要ではないかと思いますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本件は、工事請負業者から工事請負契約書の規定によらずに契約の解除を申し入れたことから契約解除を行ったもので、損害賠償の請求を行うことが出来るものです。しかし、損害の有無、損害賠償額の算定が容易でないことから、工事請負契約書においては、損害賠償額の予定である違約金を規定しています。債務不履行があれば、債務者の過失の有無、実損害の額を問わずに債務者に予定の賠償額を支払わせるものであり、事務処理の手間と時間の省力化につながっています。また、多額になりうる賠償額を限定することは、入札に参加する事業者の入札価格にも影響を与えるものです。

(意見・要望)

本件の契約不履行に対する市の対応は理解しました。また、契約不履行に伴う市の様々な損害に対する補償内容の見直しに対する市の見解についても理解しました。ただ、本件を再度入札していく手続きに関しては、何が何でも来年度に計画通り、進めて頂きたいと思います。そのために、時間的に厳しく、職員の業務負担もかなりのものかと思いますが、万一、入札不調等が発生しても、もう一度、入札のやり直しができるくらいのスケジュールで事業を進めて頂きたいと強く要望しておきます。